

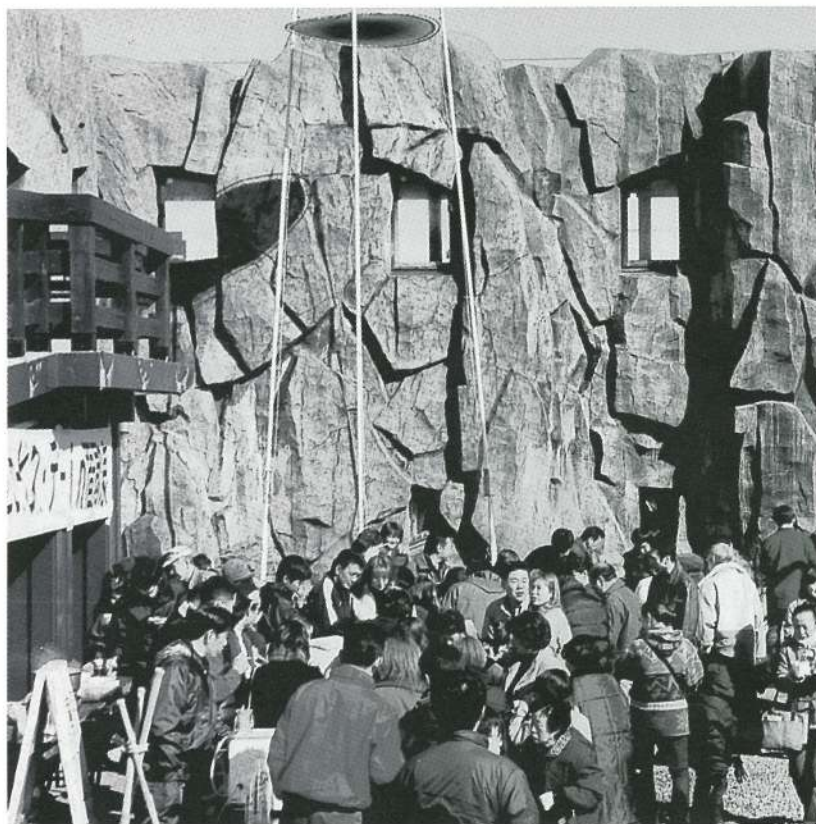


2003

No. 387号 3月号

今年も大盛況

ほたてサービスデー in 間歇泉公園



今月の主な内容

- 支援費制度がはじまります…………… 2P～3P
- 小学生相撲大会・年金マン21…………… 4P～5P
- いま駒ヶ岳は・火山ーロメモ…………… 6P～7P
- 健康へのページ・虫歯のないお子さん… 8P～9P
- お知らせ、行事予定など…………… 10P～12P

2月23日、間歇泉公園において入場者に鹿部の海で朝水揚げされた旬のホタテの試食サービスが行われました。

会場ではホタテのつかみどり大会などで盛り上がり、また当日は即売会も行われたたくさんの方で賑わいました。

はじまります

支援費制度で利用できるサービス

- ①「居宅生活支援」～在宅で利用するホームヘルプサービスなどの援助が受けられます。
- ②「施設訓練等支援」～施設入所及び通所し、生活及び職業の訓練などが受けられます。

区 分	身体障害者の方	知的障害者の方	障害児の方
① 居宅生活支援 〔在宅で利用できるサービス〕	身体障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) 身体障害者デイサービス事業 身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)	知的障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) 知的障害者デイサービス事業 知的障害者短期入所事業 (ショートステイ) 知的障害者地域生活援助事業	児童居宅介護等事業 ホームヘルプサービス 児童デイサービス事業 児童短期入所事業 (ショートステイ)
② 施設訓練等支援 〔施設に入所(通所)して利用できるサービス〕	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設除く) 知的障害者通勤寮 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設	※児童福祉施設は、 今までどおりです。

※支援費の対象とならない補装具や日常生活用具などのサービスは、今までと同じです。

サービス利用の手続きについて

- ◆支援費の支給申請は、現在、**役場福祉保健課福祉係**で受け付けており、新たにサービスを利用される方は、申請手続きが必要となります。
- ◆現在、施設に入所、通所されている方は、**平成16年3月31日**までに申請手続きが必要となります。
- ◆申請は、本人(18歳未満の場合は保護者)またはご家族など代理の方でも結構です。
- ◆印鑑、本人及び扶養義務者の収入や課税状況などがわかる資料をご持参ください。

お問い合わせ先

役場福祉保健課福祉係

(電話 7-2111 内線83)

平成15年4月1日から

支援費制度が

身体・知的障害者、障害児の生活支援を図る障害者福祉制度が、これまでの「措置制度」から「支援費制度」に変わります。

新制度の概要について、お知らせします。

【対象となる方】

- ・身体障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）
 - ・知的障害者（療育手帳をお持ちの方または知的障害があると判定される方）
 - ・障害児
- ※ 介護保険の要介護認定を受けている方は、介護保険によるサービスが優先されます。



利用者がサービスを選択できます

従来までは、道や市町村が、制度対象者の意向や状況を判断して、事業者や施設などのサービスの提供先を決定していました。

新制度では、サービス事業者を自分で選択して、利用することができます。

利用者と事業者の対等な関係に基づき、利用者の選択に十分応えられるよう事業者はサービスの質の向上を図ることが求められます。

サービスの内容や支給量（1か月当たりの回数・時間など）は、本人の意向や心身の状態、家族介護者の状況などにより、町が決定します。

負担方法が変わります

旧制度では、道や市町村が事業者と委託契約を結び、制度対象者から費用の一部を徴収のうえ、委託費を支払っていました。

支援費制度では、利用者が直接、事業者と契約を結び、利用者負担を支払い、残りの費用を市町村が「支援費」として、事業者に支払うこととなります。

なお、利用者負担については、利用者本人と扶養義務者の負担能力に応じて、定められます。

手続きの方法が変わります

新制度では、利用者が市町村に支援費の給付申請を行い、支給決定を受けて、事業者を選択・契約し、サービスを受けることとなります。

支給決定を受けた方には、受給者証が交付されます。

受給期間は、サービスの種類によって異なり、期間が経過した場合は、再度申請を行い、市町村が再認定することで継続利用が可能となります。

熱戦が繰り広げられた

小学生相撲大会

2月11日、町民総合体育館において子供力士25名が参加し、相撲の魅力を感じました。力士たちの豪快な上手投げ、送り出しなどの多彩な技とスピードあふれる取り組みに、親たちから大声援が送られていました。

成績は次の通りです。

1・2年生の部	男子	1位	鈴木 大介	2位	伊藤 廉	3位	佐藤 陽亮
3・4年生の部	男子	1位	川口 善己	2位	田中健太郎	3位	辻合 大地
	女子	1位	村田 彩華	2位	中野 佑香	3位	石田 莉菜



安心請負人
年金マン21

関係ない人は、一人もいません

○未納・未加入者も 「国民年金」に関係しています

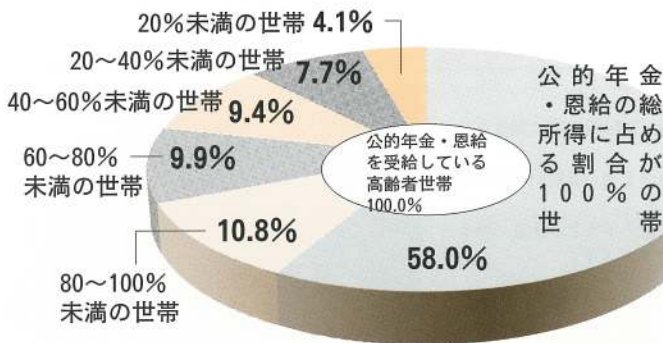
現代は個々に親への「仕送り」をすることは大変困難です。以前は老後の収入の大きな部分を子供に頼っていました。しかし、現在老後の収入は63.6%以上が公的年金によって占められています。自分の親への「仕送り」を個人の代わりに社会全体で行っているのが「公的年金」なのです。

親の老後（生活費）の心配をせずに暮らしていけるのは「公的年金」があるからといっても過言ではありません。このことを考えれば、未加入者や未納者も公的年金に間接的な恩恵を受けているとはいえないでしょうか？



「高齢者の生活を社会全体で支える」という社会連帯の輪の中にあなたも参加してください。

公的年金は、老後の支えです



※厚生省「平成10年度国民生活基礎調査」参照

大きな自信も保障があればこそ



国民年金保険料の納め忘れにご注意ください！

年金に関すること、そのたどのようなことでも結構です。ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。(年金マン21)

◆メールアドレス: choumin@town.shikabe.hokkaido.jp

火山活動解説資料 から

(平成15年1月現在)

北海道駒ヶ岳ハザードマップ

駒ヶ岳が再び大規模な噴火を起こした場合を想定して、過去の噴火の様子や地形・気象などの条件から危険区域を予測しました。駒ヶ岳で注意すべき火山災害は降下火砕流、火砕流（軽石流）・火砕サージ、火山泥流・土石流、岩屑なだれの4つです。

北海道駒ヶ岳火山噴火災害危険区域予測図

将来の噴火と災害

今後起こると予測される噴火は大きく分けて1929年（昭和4年）のような激しい噴火か、もしくは1996年のような小噴火です。

1929年（昭和4年）のような激しい噴火の場合は地震の頻発から始まり、1日以内に巨大な噴煙が立ち昇り軽石が降り注ぎます。こうなると火砕流も次々と発生する可能性が大きいです。もし軽石がふってきた場合はとにかく災害危険予測図の危険区域の範囲の外側に避難することが重要です。

1996年のような小噴火の場合は風下に火山灰が降ります。また後になって降雨により火山泥流の災害が起きることもあります。

降下火砕物

（空中に放出された火山岩塊・岩片・軽石・火山灰などが地表に降ってくるもの）

	危険区域A 直径1.5mの岩塊がまれに落下する。
	危険区域B 風下方向では、直径15cmの岩片がまれに飛来する。
	危険区域C 風下方向では、火山灰や軽石が厚さ1m以上積もる可能性がある。
	危険区域D 風下方向では、火山灰や軽石が厚さ10cm以上積もる可能性がある。

大規模な噴火でも火砕物（火山岩塊・岩片・軽石・火山灰など）は右記の円内すべてに降るわけではありません。上空の風は、1年を通して西から東へ吹くことが多く、火山灰、軽石は駒ヶ岳の東側に降る確立が高い。風下方向では噴火が始まって10分から数十分のうちに灰などが降り始めます。

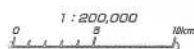


火砕流（軽石流）・火砕サージ

（火砕流は、高温の軽石、火山灰、火山ガスなどからなる混合物が火口付近から斜面を流下するもの。火砕サージはガスが多く高速。）

	危険区域A 中小規模の噴火でも火砕サージが到達する可能性がある。
	危険区域B 大規模な噴火では火砕流によって軽石等に埋めつくされる可能性がある。
	危険区域C 大規模な噴火では火砕サージによって災害が発生する可能性がある。

火砕流は噴火開始後、数時間以内に発生することが予測されます。火砕流は斜面を流れるとき、谷沿いに流下することが多い。また、火砕流が海に流入すると、そこで新たに爆発を起こすことがあります。



火山泥流・土石流

（火山灰で覆われた所に雨が降ると発生する可能性がある。また、積雪期に火砕流などの熱で一気に融雪し発生する可能性がある。）

	危険区域A 噴火後の降雨で火山泥流・土石流が発生する可能性が大きい。
	危険区域B 噴火後の降雨で火山泥流・土石流が発生する可能性がある。
	危険区域C 積雪期の噴火で発生する火山泥流によって浸水する可能性がある。

火山灰が降り積もったところに降雨があると火山泥流・土石流が発生します。

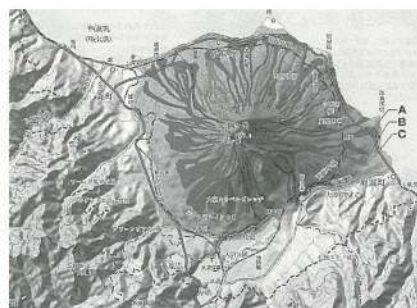
積雪期には、降雨がなくても、火山・泥流・土石流が噴火後数時間以内に発生することも考えられます。火山泥流・土石流は主に谷部を流れ下り、平坦地で氾濫する場合があります。

岩屑なだれ

（火山体の斜面の一部が大規模に崩落する現象。）

	岩屑なだれが到達する可能性のある区域（破線の内側の区域）
--	------------------------------

岩屑なだれが発生する可能性は低い。もし発生した場合でも限られた方向で起こるため、その影響が全域に及ぶことはありません。大規模な噴火があった場合でもこの区域外すべてが危険なわけではありません。



いま駒ヶ岳は

北海道駒ヶ岳

15年1月活動解説資料

- 概 況 地震増加や火山性微動はなく静穏に経過しました。噴煙活動も弱く地殻変動にも特別な変化は認められません。
- 噴煙活動の状況 平成4年火口からの弱い噴煙が時折認められました（火口上最大200m程度）。噴煙はいずれも一時的で、風が弱く湿度が高い条件のときに観測されたことから、気象の影響と推測されます。
- 地震活動の状況 地震や火山性微動は観測されませんでした。また、山頂臨時点で観測される微小な地震も少ない状態が続いています。
- 地殻変動の状況 GPS（人工衛星を使って現在地を知ることができる測位システム）観測では、火山活動に起因すると考えられる特別の変化はありませんでした。
- 月別地震・微動回数

2002～2003年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
地震回数	10	7	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0
微動回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◇火山防災一ロメモ◇

「ハザードマップ」

火山災害は多様ですが、過去の噴火に伴う災害の履歴を調べることにより将来起こりえる噴火の様相と災害の種類や被害範囲をある程度予測することが出来ます。また、火山（溶岩）の組成が類似する他の火山の噴火現象も災害の予測に役立ちます。

これらを右記に、将来の火山活動で生じる災害の種類や範囲を地図上に示したものを「**ハザードマップ（災害予測図）**」といいます。

駒ヶ岳のハザードマップは、1929年（昭和4年）の噴火を想定して危険区域を予測しています。

健康へのページ

ほ けん し
こんにちは保健師です



今月の担当は、佐藤 直美です

「小型球形ウイルス (SRSV) による食中毒に気をつけましょう」

◇小型球形ウイルスとは◇

小型球形ウイルスは、電子顕微鏡でしか見えないごく小さい球形のウイルスです。生ガキの消費が増える11月から3月にかけて多く発生する傾向があり、平成9年から新たに食中毒の原因物質に加えられました。

◇小型球形ウイルスの感染の特徴◇

- 少量で感染し発症率が高い。
- 主に食品で感染するが、人から人へも感染する。
- 感染者がすべて発症するわけではない。
- 食品の鮮度に関係なく感染する。
- 何回でも感染する。

主な感染源

- ・ カキなどの2枚貝
- ・ 手についた患者の便
- ・ ウイルスに汚染された水や調理具
- ・ 患者が吐いたもの

◇感染するとどうなる？主な症状◇

- 食べてから1～2日で発症する。
 - 激しい吐き気や嘔吐、腹痛、下痢が1～3日続く。発熱や頭痛、上気道炎など風邪に似た症状が主な場合もある。
 - 治ってから2週間は便に少量のウイルスを排出する。
- ※免疫力の弱い幼児や高齢者などでは症状が重くなる場合があります、注意が必要です。

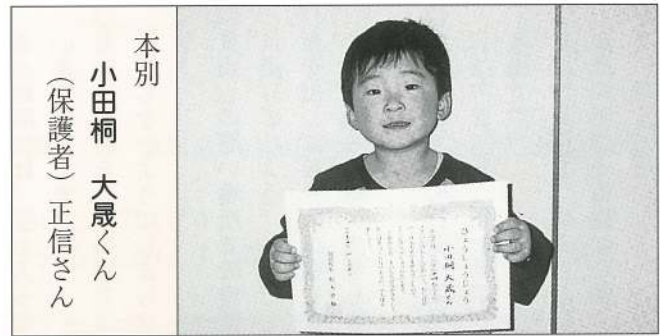
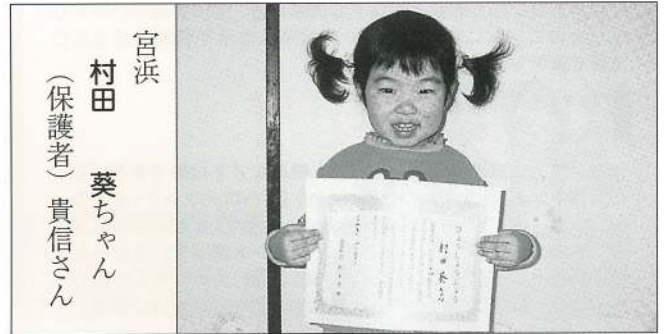
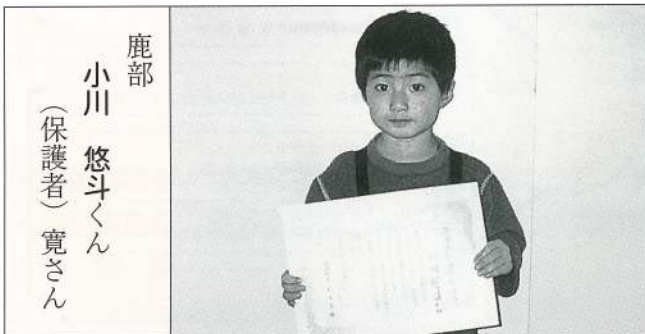
◇予防にはどうすればいいの？◇

- カキなどの生食の際は、必ず「生食用」に限りましょう。
- 調理前は十分に手を洗いましょう。
- 加熱する際は、食品の中央まで火が通るように、中心温度75℃以上で1分以上加熱しましょう。
- カキなどを調理した際は、水などがはねて他の調理器具を汚染しないよう気をつけ、また、調理器具はきちんと洗浄しましょう。
- 生鮮食品は十分に洗浄しましょう。
- 井戸水など、消毒が不明な水は煮沸してから利用しましょう。

☆ たいへんよくがんばりました～ ☆

むし歯のないお子さん

1月30日（木）に行われた3歳児健診で次の4名のお子さんは、むし歯が1本もありませんでした。これからも歯みがきをして、むし歯をつくらないようにしましょう



被災者自立支援金の特別措置について

大阪府内で阪神・淡路大震災で被災した被災者を支援する「被災者自立支援制度」につきまして、世帯主要件を見直す特別措置を設け、すべての支給要件を満たす世帯に支援金を給付することとしました。

申請受付期限 平成15年3月31日まで

支給要件、詳細などは被災した日に在住していた市の被災自立支援制度課までお問い合わせ下さい。

関係市の担当課及び連絡先

大阪市	市民局 安全対策課	☎	06-6208-7389
豊中市	生活債権支援対策本部	☎	06-6858-2350
吹田市	福祉保健部生活福祉課	☎	06-6384-1231
池田市	保健福祉部保健福祉総務課	☎	072-752-1111
箕面市	健康福祉部地域福祉課	☎	072-724-6731

あなたのほしい情報の入手先を紹介する

「はたらコール」

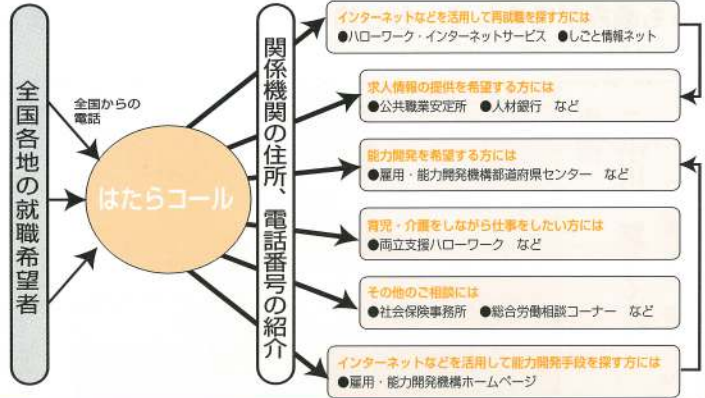
求人情報や資格についての情報を知りたいけれど、どこに聞いていいのか分からないとお困りの皆さん、「はたらコール」をご存じですか？「はたらコール」は「求人情報を知りたい」「資格を取りたい」「スキルアップをしたい」「仕事と育児を両立したい」「労働条件について相談したい」など、あなたが知りたい情報の入手先をご案内します。

職業紹介機関などの情報を提供します

「はたらコール」では、仕事探しをサポートする職業紹介機関や就職に必要な能力開発を支援する機関など、全国の機関の中から相談者のニーズに合った最寄りの機関の住所や電話番号などの情報を提供します。

オペレーターがあなたに代わって求人情報を調べます

パソコンや携帯電話を使って求人情報などを検索できる「しごと情報ネット (http://www.job-net.jp/)」「ハローワーク・インターネットサービス (http://www.hellowork.go.jp/)」などのサービスがあります。「はたらコール」では、パソコンを持っていないかたり操作が苦手だったりという人のために、問い合わせた人に代わって、これらの求人情報サイトを検索するサービスを行います。



『はたらコール』

0120-876506 (フリーダイヤル)

携帯電話の場合

098-891-8686

(※携帯電話の通話料は利用者負担となります)

受付時間 午前8時～午後10時
(土日・祝日を除く)

山菜採りではヒグマに注意

ここ数年、道内では春先の山菜採りで、ヒグマによる人身事故が発生しています。北海道の山林の多くは、ヒグマの生息地であり、山林内では常に注意を払う必要があります。

山菜採りなどで山林にいかれる場合は、事故防止の対策として、次のことに注意するとよいでしょう。

- ◎ヒグマの出没を示す看板のある場所には、立ち入らないようにします。
- ◎目立つ服装をし、単独では行動しないようにしましょう。
- ◎見通しの悪い場所での作業は避けましょう。
- ◎音を出して自分の存在をまわりに知らせる工夫をしましょう。
- ◎朝夕はひぐまの行動が活発になりますので避けるのが無難です。
- ◎ヒグマを引きつけることにならないのでゴミは絶対に残さないでください。

◎子グマを見つけても決して近づかず、すぐその場を離れましょう。

なお、ヒグマ対策の一環として、今年も3月から4月にかけて、渡島・檜山支庁管内及び後志支庁の黒松内、島牧村、寿都町の山林内で、銃器によるヒグマの捕獲作業が行われる場合があります。

北海道渡島支庁地域政策部環境生活課自然環境係
☎(0138) 4719000
／内線 2977

海上保安学校学生(特別)募集

海上保安庁では、平成15年10月採用の海上保安学校学生の採用試験を左記のとおり行います。

一 試験申込用紙配布期間
平成15年3月17日(月)～
平成15年4月10日(木)

二 受験資格

- (1) 高等学校を卒業した者及び平成15年9月までに高等学校を卒業する見込みの者
- (2) 中等教育学校を卒業した者及び平成15年9月までに中等教育学校を卒業する見込みの者
- (3) 高等専門学校第3学年の課程を修了した者
- (4) 大学入学資格検定に合格した者等人事院が(1)、(2)に掲げる者と同等の資格があると認める者

三 試験日(第一次試験)

平成15年5月25日(日)

四 試験科目(第一次試験)

教養試験(多枝選択式)及び作文

五 試験地(道内分)

函館市、札幌市、小樽市、旭川市、釧路市

詳細は

函館市海岸町24番4号
函館海上保安部 管理課

☎(0138) 421118
までお問い合わせ下さい。

こうなります！ 預金保険制度

当座預金、普通預金、別段預金については、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

- 定期預金等については、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。
- 平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。

※農水産業協同組合貯金保険制度においても同様の取り扱いがなされます。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

商品の分類		期間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金		全額保護	利息のつかない等の条件を満たす預金（※2）は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）など（※1）		合算して元本1,000万円までとその利息等（※3）を保護 〔1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）〕	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパーヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）		保護対象外 〔破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。〕	

- （※1） このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
 （※2） 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
 （※3） 定期預金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

預金保険制度に加入している金融機関は？

- 銀行（日本国内に本店のあるもの） ○信用金庫 ○信用組合
- 労働金庫 ○信金中央金庫 ○全国信用協同組合連合会 ○労働金庫連合会

※農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

（詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構 ☎03(3285)1272までお問い合わせ下さい。）

— 今月の納期 —

【国民健康保険税 第10期分】

納期限は3月末日です

納期内完納にご協力をお願いします。

役 場 税 務 課
電 話 (代表)7-2111

もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構 ☎03(3212)6029、北海道財務局 ☎011(709)2311または金融機関の窓口にお問い合わせください。

金融庁

<http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構

<http://www.dic.go.jp/>

3月の行事予定カレンダー

1日(土)	Ⓚ 土曜クラブ パン・お菓子づくり教室(小中学生) 中央公民館 10:00~	16日(日)	
2日(日)		17日(月)	
3日(月)		18日(火)	● 小学校第56回卒業式 小学校 10:00~
4日(火)	■ 「民族歌舞伎団こぶし座」鹿部公演 中央公民館 18:30~	19日(水)	● 幼稚園第28回卒園式 幼稚園 9:30~ ⓕ 健康相談 老人いこいの家 受付時間 13:30~15:30
5日(水)	ⓕ 健康相談 老人いこいの家 受付時間 13:30~15:30	20日(木)	ⓕ 1歳6カ月児健診 総合体育館 受付時間 13:00~13:30
6日(木)	ⓕ フッ素・サハライド塗布(幼稚園児) 総合体育館 受付時間 14:00~15:00 Ⓚ フラワーアレンジメント教室① 中央公民館 19:00~	21日(金)	★ 春分の日
7日(金)	ⓕ バンビ教室 中央公民館 受付時間 10:00~	22日(土)	
8日(土)	Ⓚ 土曜クラブ パン・お菓子づくり教室(小中学生) 中央公民館 10:00~	23日(日)	
9日(日)	Ⓚ 自然観察会(バードウォッチング) 町内 8:00~	24日(月)	● 幼稚園・小・中学校修了式
10日(月)		25日(火)	
11日(火)	ⓕ 風疹ワクチン予防接種 総合体育館 受付時間 13:30~14:00	26日(水)	ⓕ 健康相談 老人いこいの家 受付時間 13:30~15:30
12日(水)	ⓕ 赤ちゃん健診 総合体育館 受付時間 13:30~14:00	27日(木)	
13日(木)	ⓕ 健康教室(腰痛解消ストレッチ体操) 総合体育館 18:30~ Ⓚ フラワーアレンジメント教室② 中央公民館 19:00~	28日(金)	
14日(金)	● 中学校第56回卒業証書授与式 中学校 10:00~	29日(土)	
15日(土)		30日(日)	
		31日(月)	

◆お問い合わせ先略称◆ Ⓚ中央公民館 (TEL 7-3124) ⓕ役場福祉保健課 (TEL 7-2111)
ⓕ総合体育館 (TEL 7-3988)

米境能 本井戸 岩健ツ 吉三郎 マ 八六一 六歳 本鹿部 別部所	氏名 享年 住所	渡辺 哉 平井 麻 大住 真 伊藤 真 小田 堅 松桐 颯 酒江 星 氏名 保護者 住所	氏名 保護者 住所
--	----------------	---	-----------------



もうしあげます

おくやみ



おたんじょう

おめでとう

世帯と人口

平成15年1月31日現在
()は前月比です

世帯数	1,703世帯 (-6)
男	2,425人 (-1)
女	2,483人 (+2)
計	4,908人 (+1)

● 社会福祉協議会へ
第九区町内会様(字鹿部)より
寄付がありました。
ご芳志通り有効に使わせて
いただきます。
本当にありがとうございます。

「寄付のお礼」

鹿部町ホームページアドレス

<http://www.town.shikabe.hokkaido.jp/>

Eメールアドレス(企画管財課)

kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp